

現職教育資料

- ◇ はじめに…………… 1
- 1 帰国・外国人児童生徒等に対する教育の考え方…………… 1
- 2 日本語指導が必要な児童生徒や帰国児童生徒の現状…………… 1
- 3 学校の受入れ体制づくり…………… 2
- 4 在籍学級担任の役割…………… 3
- 5 日本語指導担当教師の役割…………… 4
- ◇ おわりに…………… 6

外国につながるのある児童生徒の受入れと支援

◇ はじめに

「外国につながるのある児童生徒」とは、外国籍の児童生徒や海外に在留経験がある児童生徒など、国籍の枠を超えた多様な背景をもつ児童生徒（以下 帰国・外国人児童生徒等）を想定しています。今号では、帰国・外国人児童生徒等の教育について取り上げます。

多様な背景をもつ児童生徒がいる中で、国籍の枠にこだわらない指導・支援が必要になる状況は、どの学校においても想定されます。こうした多様な児童生徒を温かく迎える環境づくりに本資料を御活用いただければ幸いです。

1 帰国・外国人児童生徒等に対する教育の考え方

外国籍の保護者には、子供に日本の教育を受けさせる義務はないため、日本に在住する外国籍の子供は必ず日本の学校に在籍するわけではありません。しかしながら、令和元年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」や「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定されるなど、市町や学校における外国人児童生徒等教育の充実が一層求められており、外国人についてはその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、これらの者を受け入れることとしています。また、受け入れた後については、教科書の無償給与など、日本人児童生徒と同様に対応することになっています。

また、帰国児童生徒等については、単に国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが必要であるとともに、日本語の習得状況によっては、日本語教育を行うことも想定されます。

帰国・外国人児童生徒等の学校への受入れに当たっては、日本語指導や生活面・学習面での指導について特段の配慮が必要であるとともに、その他の児童生徒との相互啓発を通じた国際教育を促進するような取り組みが必要です。

栃木県教育委員会では、「栃木県教育振興基本計画 2025」の基本施策の一つに「多文化共生に向けた教育の推進」を設定し、「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう支援を行っています。なお、帰国・外国人児童生徒等の就学の受入れの中心となり、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の研究や実践を行うため、「外国人児童生徒教育拠点校」を指定し、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図っています。

2 日本語指導が必要な児童生徒等の現状

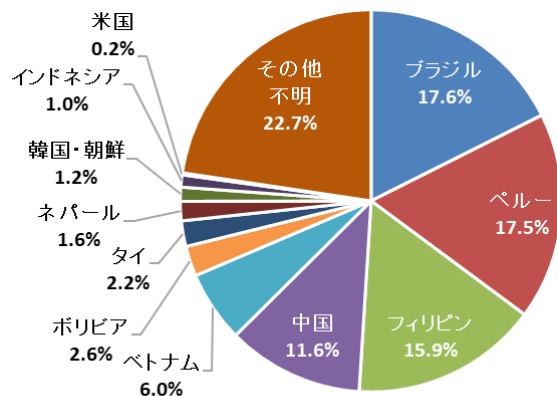
近年、在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って学校に在籍する外国人児童生徒数は年々増加しています。さらに、日本国籍ではあるものの、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しています。文部科学省が行った「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況に関する調査」では、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等は10年間で約1.8倍に増加しています。

栃木県の外国人児童生徒数は、小学校で1,311名、中学校では530名、合計で1,841名となり、過去最多の在

籍数となっています。また、帰国児童生徒数は、小学校で 271 名、中学校で 210 名、合計で 481 名となっています（いずれも令和 4 年 5 月 1 日現在）。なお、今般の入国制限の緩和等により、帰国・外国人児童生徒数はさらに増加する見込みであると考えられます。

本県の外国人児童生徒の内訳については、国別で多い順にブラジル、ペルー、フィリピンとなっています。近年、「その他」の割合が増加しており、多国籍化の傾向が見られます。

外国人児童生徒については、一定地域に集中して居住する地域（集住化）が見られる一方で、散在して居住している地域（散在化）も広がっており、どの学校においても受入れ体制の整備が求められます。



栃木県の外国人児童生徒の内訳

3 学校の受入れ体制づくり

日本語指導が必要な児童生徒の指導を効果的に行うためには、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築することが重要です。そのためには、状況に応じて校内委員会を設置するなど、帰国・外国人児童生徒等教育担当を校内組織に位置付けることも必要です。また、教職員の理解啓発を図るための校内研修を行ったり、教育委員会やNPO等との連携体制をつくったりする取組も考えられます。

（※ 日本語指導が必要な児童生徒の中には日本国籍の児童生徒も存在するため、本紙では、これらを総称して「帰国・外国人児童生徒等」と呼ぶこととします。）

(1) 全教職員で取り組む体制整備

① 帰国・外国人児童生徒等教育担当の校内組織への位置付け

外国人児童生徒等が多く在籍し、日本語指導などのための特別な教室（国際教室・日本語教室など）が設置されている学校では、その教室の担当者をコーディネーターとして校務分掌に位置付け、校内・校外において帰国・外国人児童生徒等教育を推進する役割を担うことが重要です。

外国人児童生徒等が1～3名程度の学校でも、国際教育担当者などを配置している実践例もあります。しかし、学校によっては新しい担当者を配置できないことも考えられます。そのような時でも、他の関連する教育の分掌の中に帰国・外国人児童生徒等教育担当の役割を明記して校内組織の中で帰国・外国人児童生徒等教育を推進していく体制を目に見える形にし、全教職員が意識できるようにすることが大切です。

② 多文化理解・多文化共生への取組

外国人児童生徒等教育において、異文化理解や多文化共生の視点は重要です。異なった文化を互いに理解するとともに、他者を理解して、相互に助け合い、時には葛藤しながらも認め合う態度・資質を育むことが大切です。帰国・外国人児童生徒等が日本の文化や習慣について体験したり、児童生徒等が共に学んだりすることによって、異なる文化を理解する能力やコミュニケーションを図る能力の向上といった効果が期待できます。異文化理解や多文化共生の視点も含め外国人児童生徒等教育についての目標を共有し、教科・領域など学校教育全体で取り組んでいくようにすることが求められます。

(2) 「特別の教育課程」の編成・実施

帰国・外国人児童生徒等が在籍する学校においては、平成 26 年に学校教育法施行規則等が改正され、「特別の教育課程」を編成・実施することが可能となりました。

「特別の教育課程」とは、帰国・外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程です。「特別の教育課程」の編成・実施により、帰国・外国人児童生徒等一人一人に応じたよりきめ細かな指導が可能となります。「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び内容を明確にした指導計画を作成し学習評価を行うこととされており、当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会に提出することが必要になります。

なお、令和 4 年 3 月に学校教育法施行規則等が改正され、令和 5 年度から、高等学校等においても「特別の教育課程」の編成・実施が可能となります。

(3) 学校の受入れ体制づくり

来日したばかりの帰国・外国人児童生徒等が、まず初めに直面する問題は、日本語が分からないということです。留意すべき点は国語の指導と日本語指導は大きく異なることです。

日本語指導については、学級担任だけで行うのではなく、より適切な指導ができるよう管理職や日本語指導担当教員などと連携し、日本語指導や学級の情報伝達の体制づくりを行うことが重要です。管理職や日本語指導担当教員などと相談しながら、「特別の教育課程」の編成・実施の判断も含め、以下のような体制づくりを検討します。

ア 学校全体での共通理解に基づく体制づくり

- ・ 管理職、日本語指導担当教員との連携、他の教師との情報交換、校内研修など

イ 地域での連携体制づくり

- ・ 担任・学習スタッフと教育委員会の担当者、地域のNPO・ボランティア団体・コミュニティスクールや地域学校協働本部等とのつながり
- ・ 地域人材の活用、教育委員会派遣などによる外部人材（日本語指導の支援者、学習支援ボランティア、通訳など）の確保

(4) 受入れ当初の面談と指導

学級担任が初めて外国人児童生徒等に会う場面としては、学校などで面談を行い、児童生徒とその保護者に学校生活について説明するとき等が想定されます。面談に臨む学校側の体制やどのようなことを説明すべきかなど、面接の内容等については、管理職や日本語指導担当教師などと相談の上、確認します。また、日本語の理解の程度も事前に把握して臨むことが必要です。面談を実施するに当たっては、以下の点をおさえておくことが必要です。

- 通訳者に同席してもらうなど、言語に対する配慮を行う。
- 帰国・外国人児童生徒等のプロフィールや家庭環境等を記載した個票を作成する。
- 学校生活上の最低限必要な情報を明確に具体的に伝える。
- 日本滞在の理由、予定など基本的な情報を確認し指導に役立てる。

4 在籍学級担任の役割

在籍学級の児童生徒にとって、国籍にかかわらず、学級に新しい仲間が増えることは、大きな喜びですが、多少の不安も抱えることが予想されます。しかし、編入してくる帰国・外国人児童生徒等やその家族の不安はそれよりも大きいものです。学級担任の温かな姿勢と一人一人の文化的背景などに配慮した受入れ体制づくりが求められます。

(1) 学級担任として必要な視点

ア 広い視野をもつ

グローバル化が進展する中、世界中で多くの人々が国境を越えて移動しており、日本の児童生徒を含め、子供たちは全ていづれの国においても、地域や学校に受け入れられることが重要です。これは、世界の動向を把握し、国籍に関わりなく全ての児童生徒を大切にするという広い視野をもつ視点と言えます。

イ 個に応じた指導

異文化の中で育っていく児童生徒は、言葉の問題や異文化間での価値観、習慣の違いなどについて、一人一人が課題を抱えていることが予想されるため、きめ細かなケアが必要です。これは、個に応じた指導が必要であるという視点です。

帰国・外国人児童生徒等の受入れに際しては、これらの両方の視点を持ち、児童生徒に向き合い、教師自ら、受容的な姿勢を示すことが大切です。

(2) 帰国・外国人児童生徒等の受入れの流れ

帰国・外国人児童生徒等の受入れについては、日本人児童生徒の受入れと共通する点もありますが、当該自答生徒のもつ文化的背景への配慮も適宜必要です。そのために、先に示した二つの視点を持ちながら、受入れの全体の流れを理解し、段階にあったきめ細かな指導を行います。

(3) 学級での初期指導

帰国・外国人児童生徒等と在籍学級の児童生徒たちが初めて出会う場面では、児童生徒たちはお互いに相当に緊張しています。このような場面で、在籍学級に温かな雰囲気があれば、外国人児童生徒等はとても安心し、これからの学校生活に期待感をもつことができます。自己紹介をするようなときは、初めての来日であれば、最初に担任から紹介する、若しくは、学級に入る前に、簡単な自己紹介の言い方を丁寧に教えるなどの配慮が必要です。

〈受入れ当初の学級での留意事項〉

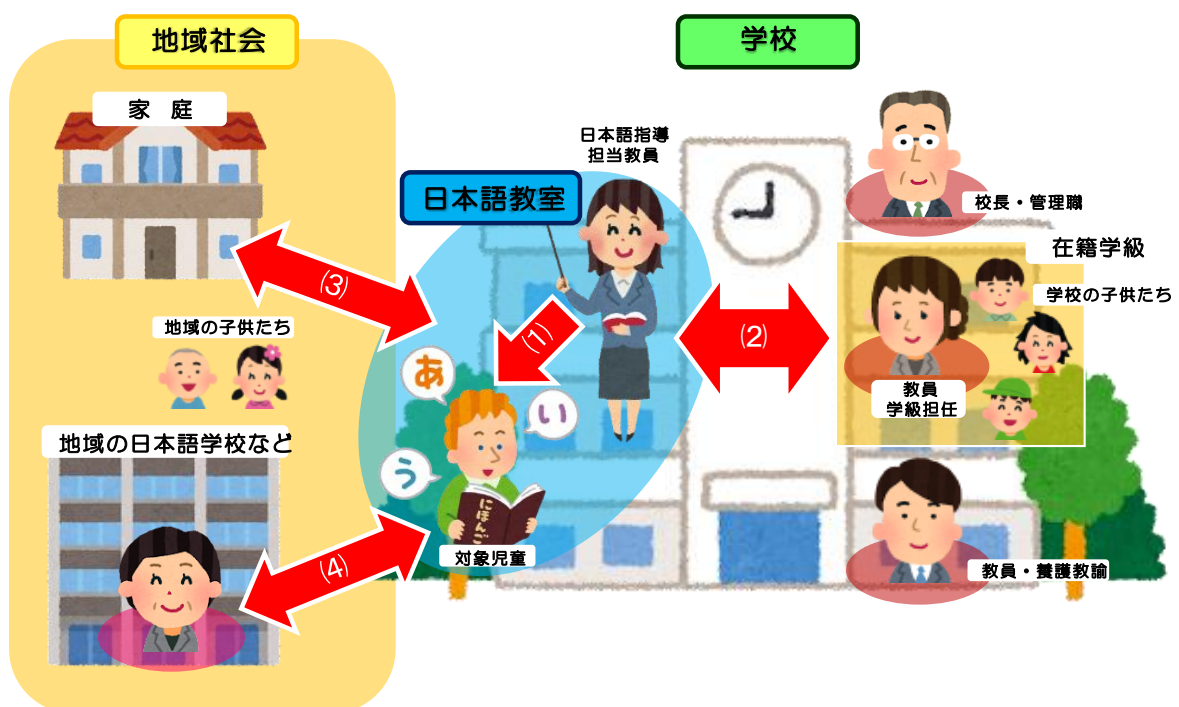
- ・ 当該児童生徒の母語と日本語、両方の挨拶で迎えるとよい。その児童生徒の母語を学級の児童生徒が使うことによって、好意的な受入れのメッセージはより強く伝わる。
- ・ 必要な配慮ができるよう、座席は担任の近くとする。
- ・ 靴箱やトイレなどの場所や使用法などの最低限必要な事柄は、学級場面で再度具体的に指導する。
- ・ 休み時間など学校生活のケアをしてくれるよう、周りの児童生徒にお願いしておくことは望ましい。ただし、特定の児童生徒に固定化することは避ける。
- ・ 個別に話す場面では、ゆっくりはっきりした口調で、分かりやすい日本語を用いて語り掛ける。
- ・ 長所を見付け、学級の前ではほめるよう意識し、自己肯定感を高める。
- ・ 学校行事や健康診断などのときは、個別に内容や方法を伝える。保護者に対するお知らせは、できるだけルビ振りをしたり、通訳の方に訳してもらったりする。
- ・ 学習の進度を常に確認し、いわゆる「取り出し指導」の日程や内容などについて、日本語指導の支援者などと十分に話し合い、調整する。

(4) 帰国・外国人児童生徒等の適応状況（時期）にあった指導

帰国・外国人児童生徒等は、学級への慣れや日本語の習得状況によって、級友との人間関係や、授業態度などにも変化が見られます。さらに、その帰国・外国人児童生徒等を受入れる学級の児童生徒も、月日が経つにつれ、当該児童生徒に対する意識・態度も変わってきます。このようなことを学級担任が認識しているかどうか、その時期にあった指導をできているかどうか、当該児童生徒だけでなく、学級全体にも大きな影響を与えることになります。

5 日本語指導担当教員の役割

日本語指導担当教師に期待される役割は、大きく四つに分けることができます（下図）。この図でも分かるように、日本語指導に直接関連する事柄のみならず、地域社会全体を視野に入れることが大切です。



日本語指導担当教師の役割

(1) 帰国・外国人児童生徒等への指導・支援

日常生活への適応、日本語や教科等の指導や支援を行うため、一人一人の帰国・外国人児童生徒等に応じた指導計画を作成し、実施していきます。指導形態は主に、在籍学級以外の教室で指導を行う、いわゆる「取り出し指導」と、在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援者などが入って、対象の児童生徒を支援するいわゆる「入り込み指導」があります。

「特別の教育課程」を実施する場合は、「個別の指導計画」を作成します。帰国・外国人児童生徒等や学校の実情に応じて、いつ、どの教科で、どのような形態で指導を行うのかについて計画を立て、実施していきます。

〈日本語指導のプログラム〉

「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」などの段階を踏まえつつ、一人一人に合った学習内容を決定することが必要です。児童生徒の滞在期間や日本語習得状況、生活への適応状況などを考慮し、個別の指導計画を作成する等、学習内容を選択することが必要です。

	プログラム	学習内容
I	「サバイバル日本語」プログラム	日本の学校生活や社会生活について必要な知識、そこで日本語を使って行動する力を付けることが目的のプログラムです。
II	「日本語基礎」プログラム	文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を学ぶためのプログラムです。日々の生活で浴びせられている日本語について、整理し、規則を学び、自分でも使えるようにするための学習をします。
III	「技能別日本語」プログラム	「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習です。小学校高学年以上、特に中学生には、有効なプログラムだと言えます。
IV	「日本語と教科の統合学習」プログラム	児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせさせて授業で学ばせます(日本語と教科の統合学習)。そのためのカリキュラムとして、「JSLカリキュラム」が開発されています。
V	「教科の補習」プログラム	在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担当教師や日本語指導の支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習です。

(2) 校内の連携・共通理解

ア 学級担任との連携

在籍学級と取り出し指導(日本語教室、国際教室)、それぞれにおける生活・学習の様子などについて、学級担任と日本語指導担当教員が情報交換を行い、対象となる外国人児童生徒等の教育内容や方針について相談します。連携を図ることで、学習面では、内容を関連付けたり連続性をもたせたりすることができます。また、生活面においても、在籍学級の担任と日本語指導担当教員の間で、一貫した対応をすることが可能になります。

イ 他の教職員等との情報共有

学校内で外国人児童生徒等に接する教職員などと、児童生徒の様子を伝え合います。外国人児童生徒等を支援するには、日本語習得や他の教科の学習の状況、家庭の様子、また背景の言語文化について把握することが重要です。児童生徒を多面的に捉えることは、より教育的な対応方法を考えるヒントになります。また、日本人の児童生徒とはどのような点で異なるのかを認識し、共有することが、望ましい指導・支援につながります。

ウ 教育課程における帰国・外国人児童生徒等教育の位置付け

日頃から、学校全体の教育体制の中に、外国人児童生徒等教育をしっかりと位置付ける必要性を周囲の教職員にも伝えていきます。管理職に日本語指導の状況について頻繁に報告して関心をもってもらったり、問題が起きたときには関係する教職員と共に対応するようにしたりして、日々の活動を通して伝えることが大切です。

(3) 家庭との連携・共通理解

帰国・外国人児童生徒等教育を受ける児童生徒は、毎日の生活を通して、日本の学校について徐々に理解し、活動にも参加できるようになります。しかし、その保護者は、自分が経験した出身国・地域の学校教育のイメージしかもてず、日本の学校生活について理解できない場合が多いことが考えられることから、丁寧に説明して理解を求めていくことが重要です。日本の学校教育のシステムと、保護者がもつ学校の概念や教育観との違いなどについて話し合い、共通理解できるようにしていきます。

(4) 外部機関・地域との連携・共通理解

日本語指導担当教員は、他に帰国・外国人児童生徒等への指導経験がある教師が少ないため、校内では相談がしにくい、ということがあります。複数の学校の担当者間で情報交換や実践の共有化をして、ネットワークを築くのも有効です。児童生徒の多様な状況、日本語指導の具体的な工夫、保護者との関係の築き方について、近隣の学校の担当教師や、教育委員会派遣の日本語指導の支援者などとの情報交換を行います。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校などの中での校種を超えた連携・協力や教育委員会との連携・協力も必要です。

文部科学省では、情報検索サイト「かすたねっと」等を活用して、学校や外国人の子供の実態に応じた教材や翻訳文書を提供しています。また、栃木県教育委員会では、「帰国・外国人児童生徒教育研究協議会」を実施し、日本語指導に携わる先生方の資質・向上を図っています。

また、通訳が必要となる場合は、国際交流協会等で派遣を行っている場合があります。さらに、公民館や生涯学習センター等で日本語教室を開催している場合やNPOによる支援などを行っている場合もありますので、御確認ください。

なお、日本語指導担当教員だけが連携を働きかけるだけでなく、学校全体で児童生徒や教員を支援する体制づくりを目指すことが大切です。

◇ おわりに

外国につながるのある児童生徒への教育は、恒常的な課題として位置付けられているものの、日本語指導を必要とする児童生徒の在籍の有無によって、学校の受入れ体制が異なっているのが現実です。さらに、担当する日本語指導担当教員、管理職などは、数年単位で異動するため、それまで対応してきた担当者が異動すれば、新しい担当が一から取り組むことになります。また、外国人児童生徒等教育を充実するためには、担当者がそれぞれの立場で個々に取り組むのではなく、担当者同士が協力・連携することが不可欠です。しかしながら、どのように連携を図るかという具体的な方法が必ずしも明確になっていないところもあります。

グローバル化が進む中、どの学校でも外国につながるのある児童生徒の受入れの可能性のあることを想定し、受入れ体制づくりについて考えていただくとともに、各学校や地域での外国につながるをもつ児童生徒との共生が、日本の児童生徒の成長につながることを認識していただけることを期待しています。

【参考文献】

- ・ 「外国人児童生徒受入れの手引き」(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- ・ 「初等教育資料」令和4年8月号(文部科学省)

【参考資料】

- ・ 「学校教育におけるJSLカリキュラム」(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm
- ・ 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
- ・ 情報検索サイト「かすたねっと」(文部科学省)
<https://casta-net.mext.go.jp/>
- ・ 「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」(7 言語の就学案内)(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm
- ・ 「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1323374.htm
- ・ 「特別的教育課程」学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm
- ・ 「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(文部科学省)
<https://casta-net.mext.go.jp/>

注) 外国人児童生徒等教育の情報は更新されます。今後発出される通知等も参考にしてください。